

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月21日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 鈴木 惣太

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通
り 287 - 289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 青山 正幸

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
(MUAM Global Cayman Trust)
- 新興国高利回り社債ファンド 米ドル建
(Emerging High Yield Corporate Bond Fund USD)
- 新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
(Emerging High Yield Corporate Bond Fund AUD AUD-hedged)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
新興国高利回り社債ファンド 米ドル建受益証券: 100億アメリカ合
衆国ドル(約1兆1,256億円)を上限とする。
新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ受益証券:
100億オーストラリア・ドル(約8,637億円)を上限とする。
(注1) 各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異
なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。各サブ・ファンド
の参照通貨は以下の通りである。
新興国高利回り社債ファンド 米ドル建: アメリカ合衆国ドル(以下
「米ドル」という。)
新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ: オーストラリ
ア・ドル(以下「豪ドル」という。)
(注2) 米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、平成29年2月28日現在の株式会社
三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=
112.56円および1豪ドル=86.37円による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年4月28日に提出した有価証券届出書（平成29年7月31日付および平成30年1月25日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）中「第一部 証券情報、（7）申込期間」について、ファンドの早期償還が決定されたため、訂正する必要が生じたので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

（7）申込期間

<訂正前>

新興国高利回り社債ファンド 米ドル建受益証券：

平成29年4月29日（土曜日）から平成30年4月27日（金曜日）まで

新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ受益証券：

平成29年4月29日（土曜日）から平成30年1月25日（木曜日）まで

ただし、いずれのサブ・ファンドについても、営業日で、かつ日本における販売会社（以下に定義する。）または販売取扱会社（以下に定義する。）の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注1）日本における販売会社が定める申込締切時間（原則として各取引日の午後3時（日本時間））までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注2）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

<訂正後>

新興国高利回り社債ファンド 米ドル建受益証券：

平成29年4月29日（土曜日）から平成30年2月21日（水曜日）まで

新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ受益証券：

平成29年4月29日（土曜日）から平成30年1月25日（木曜日）まで

ただし、いずれのサブ・ファンドについても、営業日で、かつ日本における販売会社（以下に定義する。）または販売取扱会社（以下に定義する。）の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注1）日本における販売会社が定める申込締切時間（原則として各取引日の午後3時（日本時間））までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注2）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。